



金融庁における法令解釈に係る照会

平成27年10月28日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

照会者代理人

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続き」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令及び具体的な論点

(1) 法令の条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項

(2) 論点

ア 論点その1（「金銭の貸借の媒介」の意義その1）

「金銭の貸借」を内容とする契約に係る下記①～③の各行為（以下「金銭の貸借を内容とする①～③の行為」という。なお、下記①～③の各行為だけを指す場合は「①～③の行為」という。）は、原則として、貸金業法第2条第1項に定める「金銭の貸借の媒介」に該当すると考えてよいか。

① 契約の締結の勧誘

② 契約の勧誘を目的とした商品説明

③ 契約の締結に向けた条件交渉

イ 論点その2（「金銭の貸借の媒介」の意義その2）

- i 「金銭の貸借」に関して下記A B Cの行為の事務処理の一部のみを行う場合は、「金銭の貸借の媒介」に至らない行為といえる場合もあると考えてよい。
- ii 下記Aの行為について、配布又は交付する書類の記載方法等の説明まで行う場合には「金銭の貸借の媒介」に当たることがあると考えてよい。
- iii 下記Bの行為について、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、「金銭の貸借の媒介」に当たることがあると考えてよい。

- A. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
- B. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収
- C. 住宅ローン等の説明会における一般的な住宅ローン商品の仕組み・活用法等についての説明

ウ 論点その3（「金銭の貸借の媒介」の意義その3）

貸金業法第2条第1項に定める「金銭の貸借の媒介」は、後述の御庁パブリックコメントによれば、「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為」とされているが、同行為は、
i 「資金の融通を受けたい者」のために（「資金の融通を受けたい者のために」とは、資金の融通を受けたい者からの要請を受けて、同人の利便のために、同人の側に立って助力することをいう）行われる場合、ii 「資金の融資を行いたい者」のために（「資金の融資を行いたい者のために」とは、資金の融資を行いたい者からの要請を受けて、同人の利便のために、同人の側に立って助力することをいう）行われる場合、iii 「資金の融通を受けたい者」と「資金の融資を行いたい者」両者のために行われる場合、いずれをも含むと考えてよい。つまり、「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力」しているといえれば、「資金の融通を受けたい者」と「資金の融資を行いたい者」どちらのために行われているかということは問わないと考えてよい。

2 論点その1に関する照会者の見解及び根拠

（1）結論

金銭の貸借を内容とする①～③の行為はいずれも原則として「金銭の貸借の媒介」に該当すると考える。

（2）根拠

ア 金銭の貸借を内容とする①～③の行為が「金銭の貸借の媒介」に該当するかどうかについては、貸金業法及び御庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」に明確な定

めがなく、法解釈に委ねられていると考えられる。

イ そこで検討するに、銀行法及び御庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下「主要行向け監督指針」という）に、「預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約」について（以下「預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、若しくは為替取引」を「預金等の受入れ等」という）、預金等の受入れ等を内容とする①～③の行為が預金等の受入れ等の「代理又は媒介」に当たるとする明確な定めがあり、この点からすると、金銭の貸借を内容とする①～③の行為は原則として「金銭の貸借の媒介」に当たるといえる。以下、順を追って説明する。

「銀行代理業」については、銀行法第2条第14項が、「この法律において『銀行代理業』とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう」とした上で、「預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介」（1号）、「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」（2号）、「為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」（3号）の3つを挙げて、その定義づけをし、「銀行代理業」が「媒介」行為を含むことを明示している。

そして、主要行向け監督指針Ⅷ－3－2－1－1（2）は、「例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、法第52条の36第1項に規定する銀行代理業の許可を受ける必要があることに留意する」として、預金等の受入れ等を内容とする①～③の行為を含む行為を挙げる。

このことから、預金等の受入れ等を内容とする①～③の行為は、いずれも原則として「銀行代理業」に当たるといえる。

以上のことから、預金等の受入れ等を内容とする①～③の行為は、媒介を含んでいるといえる。

ウ ところで、貸金業法第2条第1項の「媒介」と銀行法第2条第14項の「媒介」は、「媒介」の対象となる行為に違いはあるものの（貸金業法分野で「媒介」の対象となる行為は「金銭の貸借」であり、銀行法分野で「媒介」の対象となる行為は「預金等の受入れ等」である）、同じ「媒介」という文言を用いている以上は文理解釈上同じ意味であると考えられること、二法ともに定義条項（貸金業法第2条、銀行法第2条）を設けているものの「媒介」の定義はしていないこと（異なる意味に解釈する必要がないので定義をしていないと考えられること）から、「媒介」の意味を、この二法で別異に解すべき理由はないと考えられる。

エ そうすると、主要行向け監督指針Ⅷ－3－2－1－1（2）が挙げる「①預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘」「②預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明」「③預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉」は、波線部分を「金銭の貸借」と読み替えることで、そのまま貸金業法にも妥当し、金銭の貸借を内容とする①～③の行為はいずれも、原則として貸金

業法第2条第1項の「金銭の貸借の媒介」に該当するものと考えられる。

3 論点その2に関する照会者の見解及び根拠

(1) 結論

- i について、「金銭の貸借の媒介」に至らない行為といえる場合もあると考えてよい。
- ii 及びiiiについて、いずれも「金銭の貸借の媒介」に当たることがあると考えてよい。

(2) 根拠

ア 主要行向け監督指針Ⅷ－3－2－1－1（3）②は、「媒介に至らない行為を銀行から受託して行う場合には、銀行代理業の許可を得る必要はない」「例えば、以下のイ．からハ．に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、銀行代理業の許可が不要である場合もあると考えられる」として、以下、イロハの通りに例示をしている。

「イ． 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付

(注) このとき、取扱金融機関名や同金融機関の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。」

「ロ． 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収

(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。」

「ハ． 金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明」

イ 以上の通り主要行向け監督指針は定めているところ、前述のとおり、「媒介」の意義について、銀行法分野と貸金業法分野で別異に解すべき理由はない。したがって、「媒介に至らない行為」は何かということに関する主要行向け監督指針の上記の定めは、貸金業法にも当てはまると考えられる。

4 論点その3に関する照会者の見解及び根拠

(1) 結論

いずれをも含む、つまり、どちらのために行われているかは問わないと考えてよい。

(2) 根拠

ア 上記結論のとおり考える理由は、以下の通りである。

イ 銀行法第2条第14項は、「この法律において『銀行代理業』とは、銀行のために

次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう」として、「預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介」（１号）、「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」（２号）、「為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」（３号）の３つを挙げている。

また、御庁パブリックコメントによれば、「銀行代理業は、銀行のために行うものであり、銀行の顧客（銀行取引の相手方）の委託のみにより、当該顧客のために行う行為はこれに該当しません」とある（御庁の平成１８年５月１７日「コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」の「１．銀行法関係」「銀行法第２条第１４項（定義）関係」）。

さらに、主要行向け監督指針のⅧ－３－２－１－１（３）①によれば、「顧客のために、預金等の受入れ等を内容とする契約の代理又は媒介を行う者については、銀行代理業の許可は不要である」とされている。

このように銀行法・御庁コメント・主要行向け監督指針によれば、銀行代理業は「銀行のために」行う行為に限られ、顧客のために行う行為は含まれないことが明確にされている。

ウ これに対し、貸金業法第２条第１項に定める「金銭の貸借の媒介」に関する解釈は、以下のとおりである。

まず、貸金業法第２条第１項に定める「金銭の貸借の媒介」については、御庁パブリックコメントで、「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為」（平成１９年１１月２日御庁パブリックコメントの№５３２。以下「パブコメ５３２」という。）と、説明されている。

一方で、貸金業法第２条第４項は、「顧客等」を「資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者」であるとして「顧客」及び「顧客等」を明確に定義し、また、同条第５項は「債務者等」とは「債務者又は保証人」であるとして「債務者等」を明確に定義し、さらに、同条第６項は「資金需要者等」とは「顧客等又は債務者等」であるとしてこれも明確に定義しているが、パブコメ５３２は、「金銭の貸借の媒介」の意義について、「資金需要者である顧客のために」「顧客等のために」「債務者等のために」「資金需要者等のために」といったように、貸金業法上明確に定義された金銭消費貸借上のプレイヤーの名称を用いて「誰々のために」といった表現はとることはせずに、上記のとおり、「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為」であるとしている。

エ 以上の銀行法及び貸金業法の条文上の文言並びにこれら法令に関する監督指針やパブコメの内容からすると、貸金業法第２条第１項の、「金銭の貸借の媒介」とは、「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する」行為といえるのであれば、○「資金の融通を受けたい者」のために行われる場合、②「資金の融資を行いたい者」のために行われる場合、③

「資金の融通を受けたい者」と「資金の融資を行いたい者」両者のために行われる
場合、いずれの場合でも、「金銭の貸借の媒介」にあたるといえる。

以 上